公益社団法人 鳥取青年会議所 定款

第1章総 則

(名 称)

第 1 条

この法人は、公益社団法人鳥取青年会議所(英文名 Junior Chamber International Tottori、以下会議所という)と称する。

(事務所)

第 2 条

会議所は、事務所を鳥取市本町三丁目 201 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条

会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、明るい豊かな社会の実現に向かって、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、関係諸団体と協力して地域社会の正しい発展を図ること。
- (2) 自己修練を通して指導力を養い、広く社会に貢献するとともに、会員相互の連携を図ること。
- (3) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界の青年と提携し国際的理解及び親善を助長し世界の繁栄と平和に寄与すること。

(運営の原則)

第 4 条

会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。 2 会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(公益事業)

第5条

会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鳥取県東部 1 市 4 町 (因幡地域) の児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
- (2) 鳥取県東部 1 市 4 町 (因幡地域) の自然環境の保護及び整備に寄与する事業
- (3) 鳥取県東部 1 市 4 町 (因幡地域) の地域社会の健全な発展に寄与する事業
- (4) 鳥取県東部 1 市 4 町 (因幡地域) の田舎と経済が好循環するまちづくりに寄与する

事業

- (5) 鳥取砂丘を舞台にした因幡のブランド創出に寄与する事業
- (6) その他公益目的を達成するに必要な事業

(その他事業)

第6条

会議所は第3条の目的を達成するために前条とは別に次の事業を行う。

- (1) 産・官・学・民の外部団体との連携による経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善発展に関する事業
- (2) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内外の青年会議所その他の団体との提携に関する事業
- (3) 会員の修練及び相互の親睦に資する行事の開催(4) その他第 3 条の目的を達成する ために必要な事業

第3章 会員

(会議所の構成員)

第 7 条

会議所は、次条の規定により本会議所の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 鳥取市、岩美郡及び八頭郡に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満 の品格ある青年で会議所の目的に賛同して入会したもの。ただし事業年度中に 40 歳 に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員 正会員であった者で、40 歳に達したもの。
- (3) 名誉会員 会議所に功労があった者で、理事会において推薦されたもの。
- (4) 賛助会員 会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人その他 の団体で、理事会において入会を承認されたもの。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社 員とする。

(会員の資格の取得)

第 8 条

会議所の会員になろうとする者は、別に定めるところにより、所定の書類を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費及び入会金の負担)

第 9 条

会議所の会費は、年会費と臨時会費とし、総会において別に定めるところにより年会費は正会員及び賛助会員が、臨時会費は正会員が納入しなければならない。

2 正会員及び特別会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納入しなけ

ればならない。

(退 会)

第 10 条

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会議所を退会しようとする会員は、その事業年度の未納の会費を納入して、退会届を理 事長に提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により正会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、当該会員を除名することができる。

- (1) 会議所の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (2) 会議所の定款又は規則に違反したとき。
- (3) 会費を 6 ヶ月以上納入しないとき。
- (4) 事業への参加を著しく怠ったとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員にあらかじめ通知するととも に、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条

第 10 条、第 11 条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 9 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。(2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

第4章 総 会

(構成)

第 13 条

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条

総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条

総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか 8 月及び 11 月に 開催し、必要がある場合には、臨時総会を開催する。

(招集)

第 16 条

総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の 目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条

総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から互選により選出する。

(議 決 権)

第 18 条

総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条

総会の決議は、総正会員の議決権の 3 分の 2 数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の正会員に表決を委任することが出来る。この委任状を提出したものは総会に出席したものとみなす。また、受任者の名前が記載なき場合は、議長に委任したものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び指名された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第 21 条

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長 2 名以上 4 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 常任理事 8 名以内
- (5) 理 事 20 名以上 30 名以内 (理事長、副理事長、専務理事及び常任理事を含む。)
- (6) 監事 2 名以上4名以内
- 2 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、 副理事長及び専務理事をもって同法 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。 (役員の選任)

第 22 条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)

第 23 条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び専務理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して所務をつかさどり、理事長に事故あるとき、又は理事長 が欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を処理し、かつ、事務局を管理する。
- 5 常任理事は、副理事長及び専務理事を補佐し、所務をつかさどる。
- 6 理事(理事長、副理事長、専務理事、常任理事を除く)は、副理事長及び常任理事を補 佐し、所務を分掌する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、会議所の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

第 25 条

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の任期)

第 26 条

理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会が終了した時、任期が終了する。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は前任者の任期の満了の時までとする。
- 4 理事は第 21 条第 1 項に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに専任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。 (役員の報酬等)

第 27 条

役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(直前理事長等)

第 28 条

本会議所に直前理事長1名及び顧問若干名(以下「直前理事長等」という)を置くことができる。

- 2 直前理事長は前年の理事長がこれにあたり、理事長経験を活かし業務について必要な助 言を行う。
- 3 顧問の選任に関しては第22条1項の規定を準用する。
- 4 顧問は、本会議所の運営に当たって必要かつ適切な助言を行い、理事会その他の会議に 出席し、意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等の任期及び解任については、第 26 条 1 項及び第 25 条 1 項の規定を準 用する。

第6章 理事会

(構成)

第 29 条

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 会議を招集するときは、会議を構成する理事、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 32 条

理事会の議長は、理事長若しくは理事のうち理事長の指名した者がこの職に当たる。

(決 議)

第 33 条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、指名された議事録署名人2名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した全ての理事及び監事がこれに記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第 35 条

別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 16 号に 定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、会議所の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するため に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事 会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 36 条

会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条

会議所の事業計画書、収支予算書等の書類については、毎事業年度の開始の日の前日まで に、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変 更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務局に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については当該事業年度終了後 3 箇月以内に開催される定時総会において、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほかに、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 39 条

理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規 定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前 条第 3 項第 3 号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条

会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 42 条

会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 43 条

会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条

この法人の公告は、事務局の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は柴原史則とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

本定款は平成 24 年

本定款の変更は平成 26 年 8 月 21 日から施行する。 本定款の変更は平成 26 年 11 月 27 日から施行する。 本定款の変更は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。 本定款の変更は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。